

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和6年度中小企業支援センター運營業務
発注課	経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課
選定事業者	一般財団法人さっぽろ産業振興財団
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p>	
<p>本業務は、札幌市内の中小企業者や小規模事業者、個人事業者（以下、「中小企業者等」）や創業希望者に対する経営、融資、創業等の各種相談のほか、札幌市中小企業融資制度の相談対応、融資申請に当たっての事業計画作成の支援、専門家派遣等を行うことで、経営基盤の強化や経営革新、創業の促進を図ることを目的とする事業である。その実施にあたっては、経営や融資等に関する高い専門性、支援企業に関する中立性を要する。</p> <p>昨今、中小企業支援センター（以下、「支援センター」）では、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営等に影響を受けている中小企業者等への相談等に対応するために、令和2年4月20日から融資や経営相談の他、雇用調整助成金や人材確保、感染予防相談等の窓口を集約した事業者向けワンストップ窓口を開設するのみならず、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等により原油・原材料価格の高騰などの影響に係る経営相談窓口を開設してきている。これらの窓口では、市の新型コロナ対応関連の融資制度や景気対策支援資金（原油・原材料高騰等対策特別枠）の要件となる売上や粗利益の減少の認定のほか、中小企業信用保険法第2条第5項等（セーフティネット保証）の認定など、社会情勢に応じて年度途中の制度改変に滞りなく対応し受付を担う必要があり、令和5年度は令和6年2月29日までで、合計2,727件の相談に対応している。</p> <p>また、平成26年度以降は、支援センター内に産業競争力強化法に基づく「札幌市創業支援等事業計画」における創業総合相談窓口「さっぽろ創業支援プラザ」を開設し、市内における創業支援ネットワークの中核を担っている。令和5年度は令和6年2月29日までに、延べ約2,500回の相談に応じるなど、約330人に対して特定創業支援を実施しているほか、相談内容に応じて、適切な支援策、支援機関の紹介などを行っている。</p> <p>さらに、SDGs経営やデジタルサービスの導入、BCP（事業継続計画）の策定などに係る相談等に対応するほか、令和6年度からは女性創業者・経営者向けの相談窓口を週1回から2回に増やすなど、随時、社会課題に対応した機能拡張を行っていく必要がある。</p> <p>このような状況の中、相談窓口を円滑に運営し続けることは必須であり、運営にあたっては、市融資制度やセーフティネット保証等の認定受付業務のノウハウ及び充実した中小企業診断士や社会保険労務士等の相談体制と幅広い企業支援の経験を有していることが必要不可欠である。</p> <p>一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下、「財団」という。）は、平成14年度より、中小企業支援法第7条第1項に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関であり、20年以上にわたり支援センターを運営し、中小企業者等の様々な相談者に対応し、経営・融資相談を行っている。</p> <p>また、長年にわたり札幌市の産業振興に係る事業に取り組んできており、経営、融資、創業等以外にも幅広い分野の専門スタッフを抱えていることに加え、外部専門家、支援機関とのネットワークをもち、特定の利害関係にとらわれることなく、本市の産業振興の方向性に沿った運営を行うことができる。以上のことから、財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）